

広島県公安委員会告示第 24 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 3 月 29 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
7P1843	平成 30 年 2 月 28 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR 犬夜叉 AG-F	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県北名古屋市沖村西 ノ川 1 番地)	左同
7P1848	同上	同上	CR 犬夜叉 AG-JT	株式会社ディ・ライト 代表取締役 安藤 昇 (東京都中央区銀座三丁目 10 番 1 号)	左同
7P1822	平成 30 年 2 月 19 日から 3 年間	同上	CR 犬夜叉 AG-E	同上	左同
7P1757	平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間	同上	CR フィーバー機動 戦士 Z ガンダム Y	株式会社三共 代表取締役 筒井 公久 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
7P1865	平成 30 年 2 月 26 日から 3 年間	同上	CR エヴァンゲリヲ ン ドラム VER.	株式会社ビスティ 代表取締役 大塚 敏光 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 10 号)	左同
7S1720	平成 30 年 2 月 19 日から 3 年間	回胴式遊 技機	パチスロ トータ ル・イクリップス Nb	同上	左同